介護保険代理受領に係る確約書

年　　月　　日

　　　八街市長　　　　　様

住　　　所

事業者名　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名

（印は事業者印）

　　八街市の介護保険における福祉用具購入費、住宅改修費の支給に関して、代理受領の取扱いを申し出るに当たり、関係法令、通達及び八街市介護保険事業に係る保険給付費の代理受領に関する要綱等並びに下記の事項を遵守することを確約します。

記

　　（基本的事項）

　１　事業に当たっては、八街市、八街市地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

　２　要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場にたったサービスの提供と相談、苦情等の対応に努めること。

　３　事業所の職員は、業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

　　（受給資格の確認）

　４　要介護者等に対し代理受領による福祉用具の販売又は住宅改修を行う場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、八街市の要介護認定を受けた被保険者であること及び給付制限を受けていないことを確認すること。また、保険料を滞納している場合は、代理受領による支払いができない旨を必ず要介護者等に伝えること。

　　（重要事項説明・契約）

　５　代理受領制度の利用者に対し、福祉用具の販売及び住宅改修に関し、重要事項の説明を行い、了承を得た上で契約を締結すること。なお、工事請負金額・販売金額については、サービス内容に見合う適正な価格とすること。

　　（自己負担額の受領等）

　６　福祉用具の販売、住宅改修に当たっては、代理受領方式によって費用の一割を自己負担額として要介護者等から受領するものとし、これを減免又は超過して費用を徴収しないこと。

　　（保険給付の受領）

　７　福祉用具購入費又は住宅改修費のうち保険給付される費用の受領については、要介護者等の署名、捺印された「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（代理受領用）」（別記様式第４号）又は、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（代理受領用）」（別記様式第５号）を市長に提出すること。

　　（利益供与の禁止）

　８　福祉用具の販売及び住宅改修に関し、居宅サービス事業者等にいかなる形の利益も供与してはならない。

　　（記録の整備・保存）

　９　福祉用具購入及び住宅改修の実績に関する記録の整備と保存を行うこと。

　　（指導、調査等）

　10　市長が必要と認めた福祉用具購入費・住宅改修費の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め又は警告を行った場合には、これに応じること。

　　（登録内容の変更等）

　11　登録内容に変更があった場合又は登録を廃止する場合は、速やかに介護保険代理受領事業者登録（新規・変更・廃止）届出書（別記様式第１号）を市長に提出すること。